



# インターネットから子どもの安全を守る

昔

子どもの行動を親や学校、地域で見守ってきました

携帯電話やPCが普及し、子ども達も徐々に携帯電話を持ち始めました

子どもを対象としたサービスが増加し、携帯電話の掲示版やプロフィールサイトが人気になりました

今

援助交際やネットいじめなど、親の見えないところで子ども達が犯罪に巻き込まれています

先日殺人未遂事件にも発展したプロフィールサイト(プロフ)は、性犯罪の温床となっている。「出会い系にはサクラしかないことに気づいた小児性愛者らが、確実に子どもにアクセスすることができるサイトとしてプロフに群がっている」(安川氏)というのだ。

プロフでは、手取り早くお金が稼げることを知った児童らが、「職業:JK(女子高校生)」、「ここだけの話、苺佐保(イチゴサポート=1万5,000円で売春します)」、「WU吉(福沢諭吉2枚=2万円で売春します)」などの隠語を書き込み、援助交際に応じる例も多数でてきている。

だが、こうした実態を保護者はほとんど知らない。ある学校のクラスで、「プロフを持っている人」と生徒に聞くと、ほぼ全員が手を挙げた。だが、そのクラスの保護者の会で「お子さんがプロフを持っている人」と聞くと、誰も手を挙げなかったという。

安川氏は、プロフを掲載するサイトも問題視する。そうしたサイトに出ている広告は、ソーブランドやデリヘルなど風俗が大半で、「1日で5万円稼げる」などとしており、「こんなことを知ったら、将来まじめに働こうとする意欲がなくなる可能性もある」(同氏)。

さらに、プロフで知り合った大人と子どもは犯罪が露見するのを防ぐため、両者とも沈黙することがほとんどであり、「事件になってようやく発覚することが多い」(同)という。安川氏は、「先生たちがもっとこうした現実を見なければならぬ」と必要性を訴えた。

出典: マイコミジャーナル  
(<http://journal.mycom.co.jp/articles/2008/04/30/netbullying/index.html>)

出会い系サイトに関する2008年の検挙件数は、2007年比161件減の1,592件。このうち、児童買春・児童ポルノ規制法違反が2007年比159件減の601件。続いて、出会い系サイト規制法違反が同245件増の367件、青少年保護育成条例違反が同138件減の302件などだった。

出会い系サイトに関わって被害を受けた児童は724人。この内訳を罪種別にみると、児童買春・児童ポルノ規制法違反による被害が387人と最も多く、青少年保護育成条例違反(232人)、児童福祉法違反(66人)、刑法犯(29人)などが続いた。

一方、ユーザー同士の交流ができるゲームサイトやSNS、プロフなど「非出会い系サイト」に関連した2008年の被害児童の数は792人。出会い系サイトによる被害児童の数を上回り、**児童被害の入り口が、「出会い系」から「非出会い系」に移行している現実**が明らかとなった。

非出会い系サイトに関連する被害を罪種別にみると、青少年保護育成条例違反による被害が648人と圧倒的に多く、児童買春・児童ポルノ規制法違反(299人)、児童福祉法違反(22人)が続いた。

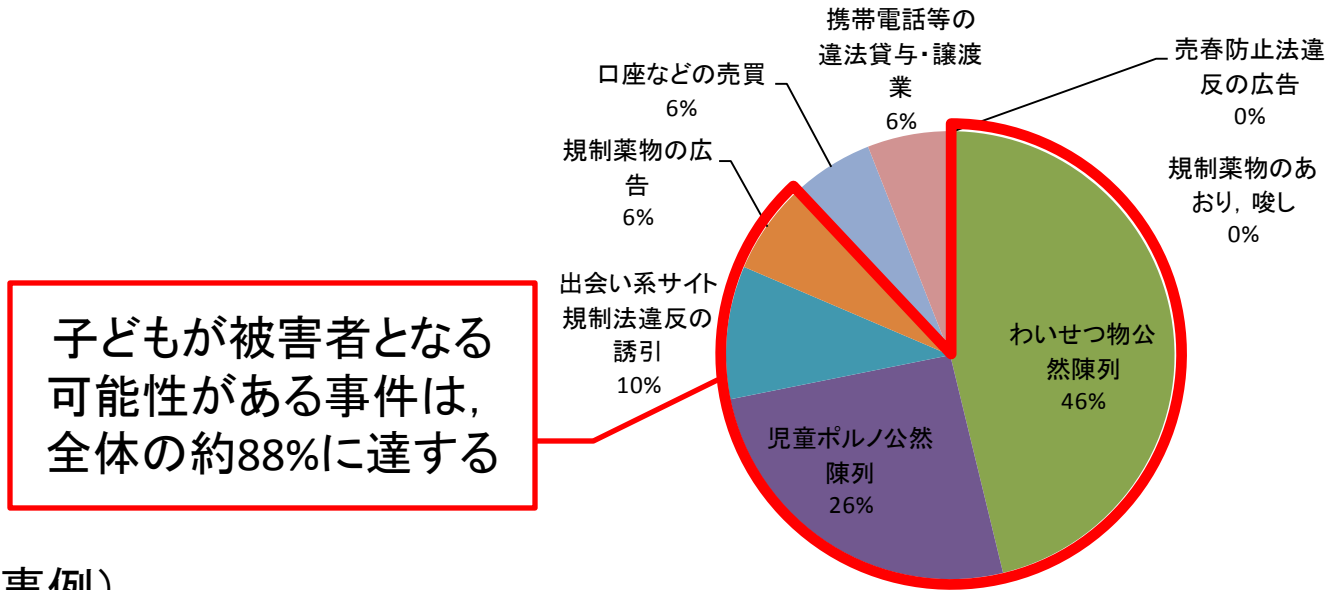
出会い系サイトの利用は、2009年2月から「免許証の生年月日部分の画像送信」などが必要になるなど規制強化の流れが強まっている。だが現実には上記のように、出会い系よりも非出会い系サイトに関わって児童が被害を受けるケースが増えており、出会い系サイトの規制は遅きに失した感も否定できない。

出典: マイコミジャーナル  
(<http://journal.mycom.co.jp/news/2009/02/19/075/index.html>)

# インターネット上の犯罪傾向

## ・ ホットラインセンターに対する通報の内訳

(警察庁:平成21年上半期の「インターネットホットラインセンター」の運用状況について, サイバー犯罪対策, 2009.9.)



子どもが被害者となる可能性がある事件は、全体の約88%に達する

### 事例)

犯罪名	事例
わいせつ物公然陳列	インターネット上に「レディースナイト」と称するホームページを開設し、リアルタイムでわいせつなショーを不特定多数のインターネット利用者に有料で閲覧させた。(平成12年6月, 岡山)
児童ポルノ公然陳列	出会い系サイト経営者(62歳)らは、インターネット上の出会い系サイトの掲示板に会員が投稿した児童ポルノ画像等を公然と陳列した。(平成16年3月, 福岡)
出会い系サイト規制法違反の誘引	被疑者は、出会い系サイトで「夏休みに遊ぶのにお金欲しい小中学生の女の子のサポートするよ」、などと対償を供与することを内容とする書き込みを行い児童を異性交際の相手方となるように誘引するとともに、これに応じた女子児童に援助交際の対償を交付する約束をして性交した。(平成19年11月, 奈良)
規制薬物の広告	インターネットを介して規制薬物を販売するWebサイトを作成し、掲示板にて宣伝を行っていた。(平成20年年間, 日本全国)

アダルトサイト・出会い系サイトなどで交換あるいは提供される情報が原因となって引き起こされる事件が多数含まれる

(警察庁:平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について, サイバー犯罪対策, 2010.2.)

# 違法・有害情報の定義

## 違法情報

- 権利侵害情報
  - 名誉毀損情報
  - プライバシー侵害情報
  - 著作権や商標権を侵害する情報
- 社会的法益侵害情報
  - 児童ポルノ公然陳列罪
  - わいせつ物公然陳列罪
  - 薬物関連法違反

## 有害情報

- 公序良俗に反する情報
  - 殺人画像や死体画像等の人の尊厳を害する情報
  - 自殺を誘引する書き込み
- 青少年に有害な情報
  - 性的感情の刺激
  - 粗暴生・残虐性の助長
  - 犯罪の誘発, あるいは助長
  - 自殺の誘発, あるいは助長
  - 非行の誘発

出典: インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会: 最終取りまとめ, 総務省, 2008.3.  
長野県を除く46都道府県の県令を参照(例: 福岡県の県令,  
<http://cebc.jp/data/education/law/chiho/fukuoka1-kenzen.htm>)



子どもが被害者となる事件に  
繋がる情報を対象として分析

## 本研究における定義

### 違法情報

- 法律に抵触する情報

### 有害情報

- 既存サービスで行われている範囲に加えて, 未成年の  
煙草や飲酒などに繋がりがねない非行の誘発情報

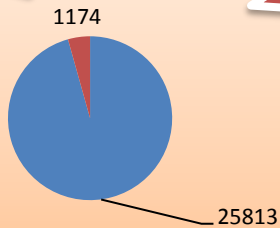
# 本システムによる収集結果

収集対象にしたプロフ(試験的に約12時間稼働)

プロフサイト	収集結果
プロフA	21027件
プロフB	4688件
プロフC	88件

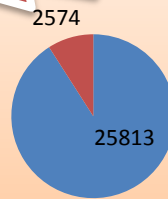
分析

非行行動



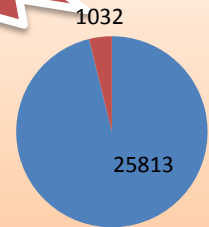
■ 全体

喫煙



■ 全体

飲酒



■ 全体

年齢別

全数: 636件

